

質疑者

事項

小林嘉平治君(和)

滿洲移民の土地所有權に就て

板垣對滿事務局總裁  
八田 拓務大臣

青木才次郎君(交)

町村吏員充實助成費、小町村合併、  
市町村會議員制度、市町村吏員の優遇  
等に關し

木戸 內務大臣  
坂垣 陸軍大臣

以上に續きて松井茂君(和)の賛成演説後、委員長報告通り可決せられたり。

### 第五章 事後承諾案

今議會に提出せられたる事後承諾案は左記六件なり。

昭和十二年度第一豫備金支出ノ件(衆議院送付)

昭和十二年特別會計第一豫備金支出ノ件(衆議院送付)

昭和十二年特別會計豫備費支出ノ件(衆議院送付)

昭和十三年度第二豫備金支出ノ件(衆議院送付)

昭和十三年度特別會計第二豫備金支出ノ件(衆議院送付)

昭和十三年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過支出ノ件(衆議院送付)

昭和十四年三月二十二日 衆議院承諾  
同 三月二十五日 貴族院承諾

石渡大藏大臣説明要旨(三月二十三日)

昭和十二年度一般會計第一豫備金の豫算額は八百萬圓なるも、昭和十二年勅令第四百九十六號に依り、第一豫備金より補充せる主なる事項は軍事扶助費、矯正院及刑務所收容費等にして、其の總額は七百五十一萬餘圓、又各特別會計に於ても其の第一豫備金又は豫備費より豫算超過の支出をせるものあり。次に昭和十三年度一般會計第二豫備金の豫算額は六千萬圓にして、其の支出せる主なる事項を擧ぐれば、存支領事館警察充實費、兵庫外三十三縣水害土木費補助、東北地方其の他各地雪害及凍害應急施設費、關東地方其の他各地農作物水害應急施設費、茨城外二縣下水害地耕地事業施設費、關東地方其



の他各地風水害復舊施設費、臨時輸出資金前貸損失補償金、臨時轉業對策費、臨時失業對策諸費等なり。而して其の總額は五千六十四餘萬圓なり。又各特別會計にても、其の第二豫備金を以て豫算外の支出をせるものと、豫備金外に於て其の國庫剩餘金等を以て豫算超過の支出を爲せしものあり。何れも承諾を與へられんことを希望す。

災害被害者ニ對スル租税ノ減免徵收猶豫等ニ關スル法律案外二件特別委員（八二頁參照）に付託

委員會開會數

二 同

議決報告書提出

三月二十四日

委員長子爵白川資長君報告要旨（二月二十五日）

昭和十二年度第一豫備金支出外五件の事後承諾を求むる件に付、委員會に於て、政府委員より説明ありたる其の内容を略述すれば、昭和十二年度に於ては一般會計第一豫備金より七百五十餘萬圓、特別會計第一豫備金より千二百餘萬圓、同豫備費より二千三百五十三萬餘圓、合計四千三百十三萬餘圓を支出せるものなり。次に昭和十三年度に於て一般會計第二豫備金より五千六十餘萬圓、特別會計第二豫備金より五百七十八萬餘圓、合計五千六百四十三萬餘圓の支出なり。右は何れも豫備金或は豫備費の豫算の範圍内に於ける支出なり。尙昭和十三年度特別會計豫備金外に於て其の剩餘金等を以て豫算外の支出を爲せしものは三百十四萬餘圓にして、之に付ては各委員より種々質問ありたるも、之が詳細は速記録に譲るべし。而して討論に入り一委員より、斯くの如き支出は毎度の事にして將來共尙十分に注意せられたき旨の希望意見あり。次いで採決の結果全會一致承諾を與ふべきものなりと議決せり。

## 第六章 決算及國有財産法に依る報告

今議會に提出せられたる決算及國有財産法に依る報告は左記二件なり。

昭和十二年度歳入歳出總決算、昭和十二年度各特別會計歳入歳出決算

昭和十二年度國有財産増減總計算書

昭和十四年三月二十五日 衆議院議決  
三月十三日 貴族院議決

石渡大藏大臣説明要旨（二月七日）  
（決算委員會ニ於テ）

昭和十二年度歳入歳出決算を、會計検査院の検査報告と共に帝國議會に提出せるに付、其の大體の説明をすべし。昭和十二年度歳入歳出總決算に計上せる歳入の決算額は、經常部に於て十九億四千五百餘萬圓、臨時部に於て九億六千八百餘萬圓、合計二十九億九千九百餘萬圓なり。之に對する歳入の決算額は經常部に於て十四億九百餘萬圓、臨時部に於て十二億九千九百餘萬圓、合計二十七億九百餘萬圓にして、差引二億五百餘萬圓の剩餘を生ずる計算なり。然るに此の金額より昭和十三年度に繰越したる歳入の財源に充つる金額即ち一億二千百餘萬圓を差引けば、結局昭和十二年度に於ける一般會計の純剩餘金は八千四百餘萬圓なり。此の八千四百餘萬圓の剩餘金は主として昭和十二年度中に於て新しく生ぜるものものにして、之を同年度の豫算額に比較するときは歳入の經常部に於ける一億二千百餘萬圓の増加となり、而して是は主として租稅收入の増加なり。然るに臨時部に於ては六億二千餘萬圓減少し居



るを以て、差引五億七百餘萬圓減少し、結局歳出の經常部に於て一億千九百餘萬圓、臨時部に於て六億六千餘萬圓、合計七億七千九百餘萬圓減少する次第なり。尙昭和十三年度の歳出豫算額は、三十四億八千八百餘萬圓なるも、同豫算決定後昭和十一年度豫算殘額を昭和十二年度に繰越せる爲 六千七百餘萬圓を増加せり。然るに昭和十二年法律第八十五號、臨時軍事費特別會計法第二條の規定に依り、臨時軍事費特別會計に移して整理せるを以て、結局五億千七百餘萬圓減少せり。即ち事變の發生に依り、一般會計に於て整理し居りしものを、臨時軍事費特別會計に移せる爲の減少なり。而して此の増減額を通計すれば、昭和十二年度歳出豫算の現在額は、三十億三千八百餘萬圓なり。此の内支出濟となりたる額二十七億九百餘萬圓、又昭和十三年度の歳出豫算に繰越せし額は、一億三千五百餘萬圓にして、差引歳出豫算の不用となりし金額は一億九千三百餘萬圓となる計算なり。昭和十二年度一般會計に於ける國庫豫備金の豫算額は、第一豫備金が八百萬圓、第二豫備金が二千五百萬圓、滿洲事件第一豫備金が二百萬圓、北支事件第一豫備金が一億圓、合計一億三千五百萬圓にして、北支事件の第一豫備金は臨時軍事費特別會計に移し整理せる爲減額し、之を差引國庫豫備金の現在額は三千五百萬圓なり。又支出せる額は第一豫備金に於て七百餘萬圓、第二豫備金に於て千八百餘萬圓、合計二千六百餘萬圓にして、滿洲事件第一豫備金は其の支出の必要全然あらざりしを以て、差引國庫豫備金の支出殘額は八百餘萬圓となる計算なり。尙此の國庫豫備金支出額の内、第二豫備金の支出に係るものは、曩に帝國議會の承諾を得て居るを以て、之を除き第一豫備金支出に係るものは、今議會に提出して承諾

を経ることとなり居る次第なり。以上述べし所は昭和十二年度一般會計決算に關する數字の大體なり。次に昭和十二年度一般會計及特別會計に於ける歳計の實績に付ては、會計検査院より其の意見の報告提出せられあるも、政府は此の意見に付ては其の全部に必ずしも同意なるにはあらず。依つて之に關しては、政府は別に辯明書に依り其の所見を述べ、參考に供するを以て適當に判斷せられんことを希望する次第なり。

#### 江口營繕管財局理事説明要旨(二月十三日 決算小委員会ニ於テ)

昭和十二年度國有財産増減總計算書に付説明すべし。昭和十二年度に於て増加せる國有財産の増額は一般會計に於て四億一千四百七十七萬餘圓、特別會計に於て五億二千三十六萬餘圓、合計九億三千五百十三萬餘圓なり。又減少せる總額は一般會計に於て一億六千八百七十二萬餘圓、特別會計に於て一億五千九百四十二萬餘圓、合計四億二千八百四十四萬餘圓なり。而して此の増加と減少とを差引すれば一般會計に於て二億四千六百五萬餘圓、特別會計に於て二億六千九十四萬圓、合計五億六百九十九萬餘圓の増加なり。之を昭和十一年度末現在國有財産の總額百十四億二千八百三十九萬餘圓に加算するとき、は百十九億三千五百三十八萬餘圓となり、是が即ち昭和十二年末現在に於ける國有財産の總價格なり。次に此の増加額五億六百九十九萬餘圓に付其の主なるものを述べれば、工作物一億九千七百九十萬餘圓、船舶一億六十四萬餘圓、建物九千三百四十四萬餘圓、器具機械六千四百三十三萬餘圓、株式及持分四千三百九十五萬圓なり。而して此の増加に依り、昭和十二年度末現在の國有財産の總額は、前述



の如く百十九億三千五百三十八萬餘圓となるも、其の主なるものは、工作物三十四億四千三十萬餘圓、土地二十一億八千二百九十五萬餘圓、船舶十五億五千三百六十萬餘圓、立木竹十五億一千二百四十六萬餘圓、建物十四億八百五十四萬餘圓、器具機械十一億七千七百七十五萬餘圓、株式及持分六億六千五百四十六萬餘圓なり。尙念の爲附言すれば、此の國有財産増減總計算書には道路、港灣、河川、堤塘等即ち公共用財産に付ては、國有財産法第二十八條の規定に依り、當分の中増減總計算書中に加へざることとなり居れり。又寺院佛堂供用地、又は公共團體の公共用地並神社用地に付ては、國有財産法施行規則第二條の規定に依り、其の面積のみを掲げて價格は計上せざるも、右公共用財産並に是等財産の價格をも合算するならば、國有財産の總額は更に多額に上るものと考へらる。而して此の國有財産増減總計算書は國有財産法第二十六條の規定に依り、會計検査院の検査を經、又會計検査院は其の員額を至當と認め、其の検査報告を提出せり。但し國有財産の管理處分に關して不當と認められし事項が昭和十二年度歳入歳出決算検査報告に掲載せられ、其の件数は、一般會計一件、臺灣總督府特別會計二件、樺太廳特別會計一件、官有物一件、國有財産整理資金特別會計二件、合計七件なり。政府は之に對し辯明書を以て所見を陳述せしなり。

決算委員氏名は附錄常任委員一覽表參照

註 今議會に於ては從來の各分科所管省を左の如く改正せられたり。

決算委員會	審査回数
同 第一分科會 (歳入、大藏關係)	三回
同 第二分科會 (内務、司法、文部、厚生關係)	四回
同 第三分科會 (陸軍、海軍關係)	四回
同 第四分科會 (外務、農林、商工、拓務關係)	四回
同 第五分科會 (逓信、鐵道關係)	六回
同 小委員會	五回
議決報告書提出	二月二十八日

委員長男爵周布兼道君報告要旨(三月十三日)

本委員會は第一回を去る一月二十一日に開會して、分科審査の權衡を計らむが爲、分科擔當所管省の變更をなせり。二月七日第二回の委員會を開き、決算、國有財産に對し大藏大臣より大體の説明あり、之に對し委員は質疑を盡されし後、先例に依り決算の審査方針、分科の審査期限並に審査豫定日等を決議し、之が審査を各分科に、又國有財産に關しては小委員會に各々付託せり。而して分科會、小委員會に於ては、各所管の部に付數回會議を開き慎重なる審査を盡せる後、二月二十三日、各分科會及小委員會は決議を爲せり。次で二月二十八日第三回の委員會を開きて、各分科主査並に小委員會



の委員長より詳細なる報告ありたり。然るに各分科を通じ議決せられしものは、政府の措置適切ならずと認むるもの七件、政府に對し將來の注意を促すべしと認むるもの百八件あり、其の他は全部異議なしと認むるものなり。又小委員會に於ては政府に對し將來の注意を促すべしと認むるもの七件、其の他は全部異議なしと決定せられたり。仍て各分科主査並小委員會委員長の報告後、政府に對し質疑を重ね十分審査を盡し、採決の結果、全會一致分科並小委員會議決報告通り可決せり。次に委員會並分科會、小委員會を通じ問題となりたる中より、二三其の概要を述べれば、(問)米穀需給調節特別會計に巨額なる損失を有せるに付、之が填補策として米穀證券の發行に限度を設けては如何。(答)政府としては損失の爲の證券の借換發行は出來得る限り避けたい。且現在の本會計の損失を今直ちに整理することは考へ居らず。又市場に於ける證券發行の限度を如何なる程度にするかと云ふ問題に付ては、本會計の機能を發揮する爲に必要な證券の發行限度、證券の市場に於ける消化及び是等の公債の消化に及す關係等を考慮して決定すべきことと考ふ。仍て只今はなるべく本會計の損失を少くし、且之が填補する爲の證券の發行は、出來る限り抑へて行きたき考へなり。(問)官吏の賞與なるも、之が支出は各均衡を計る爲、豫算に計上しては如何。又賞與規定を勅令にて定めては如何。(答)之を豫算に計上するに付ては種々研究すべき事項あり。又各省間の權衡の問題もありて、今直ちに來年度より豫算に組入れること困難なり。次に賞與規定を勅令を以て定むることに付ても、十分研究すべし。(問)鐵道共済組合給與金の問題なるも、是は同組合が國策に順應して、所持の公債を低金利の國債に替へし

爲、其の資本運用上利廻が減少し、責任準備金の不足を生ずる事態に立至りたるを以て、其の不足填補の方法として、給與金増額の案を立て、十二年度豫算に於て百二萬圓の給與金増額の豫算を作りしなり。而して其の豫算は兩院の審査を経て決定せるも、其の給與金増額の爲の勅令が發布せられざる爲、已むを得ず増額を思ひ切り、醸出金の名目を以て六十一萬圓餘を醸出して、共済組合の責任準備金の填補に用ひたり。是は検査報告に於て批難されし問題にして、事件は一時限りのものにあらずして、政府の低金利政策が持續する限り、毎年斯かることを繰り返すは甚だ妥當を缺くを以て、是が取扱は將來如何。(答)本件の政府補給金に關しては、其の性質に鑑み大藏省とも協議し、直ちに組合の經理運営に關し、改善方研究を加ふると共に、補給金支出に關する勅令に改正を加へる等、速かに善處すべし。次に國有財産に關し、北海道國有未開地處分法の問題。鐵道省所管國有財産の減價償却の問題。作業會計等に於ける國有財産價格遞減の基準となるべき耐用年限統一の問題。國有財産整理資金の問題。國有財産處分の評價問題。其の他に付種々質疑がありて、政府當局よりは各々詳細なる答辯ありたり。而して是等詳細は速記録に譲り茲には省略せり。以上を以て委員會の報告を終るべし。



### 第七章 決議案

今議會に提出せられたる決議案は左記一件なり。

#### 陸海軍ニ對スル感謝決議

(昭和十三年十二月二十六日 發議者公爵島津忠重君外六名、賛成者公爵岩倉具榮君外四十名より提出)

昭和十三年十二月二十七日 上程  
二十七日 可決

支那事變勃發以來帝國陸海軍ハ勇戰奮闘到ル處ニ敵ノ大軍ヲ破リ赫々タル戰果ヲ收ム今ヤ南北中支ノ要衝悉ク我ノ占據スル所トナリ海上空制ノ權亦我カ掌中ニ歸セリ其ノ忠勇壯烈洵ニ景仰ニ任フルナシ貴族院ハ茲ニ皇軍ノ偉功ヲ頌シ名譽アル死傷病將兵ニ對シ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス

公爵島津忠重君(火)提案理由要旨(十二月二十七日)

昨年七月支那事變勃發以來、茲に既に一年有半、我が帝國陸海軍は勇戰奮闘、海陸航空兵力の適切且果敢なる協力を得て、到る處に敵の大軍を撃破し、加ふるに制海、制空の權、共に我が掌中に歸し、赫々たる戰果を收めつゝあることに關し、國民を舉げて感激措く能はざるものあることは、爾來每議會開會劈頭に於て、本院が全會一致の決議に依り之を表明せる次第なり。今や南北中支の要衝悉く我が占據する所となり、治安の回復を見つゝあるに至りたるのみならず、更に進んで東亞の新秩序の建設も將に緒に就かむとしつゝあり。此の間忠勇無比なる皇軍は克く艱苦缺乏に堪へ將兵の士氣益々振ひ、遺憾なく其の任務を遂行し、國威を中外に宣揚しつゝあるは誠に感激に堪へざる所なり。是れ固より

大元帥陛下の宏大無邊なる稜威の然らしむる所なるが、而も我が忠勇なる將兵諸士の無形の信條に由る所大なるものありと信じ、茲に更めて感謝の意を表するものなり。又此の機會に特に名譽ある戰死將兵諸士の英靈に對し、我々は國民として感謝の默禱を捧ぐると共に、傷病將兵諸士に對しては其の不運に深く同情の意を表し、且全快の上他日更に君國の爲盡瘁せらるゝ日の一日も近からむことを切望する次第なり。茲に院議を以て陸海軍の勳勞に對し、重ねて感謝の意を表したく本案を提出せる次第なり。

#### 板垣陸軍大臣謝辭要旨

只今陸軍の將兵並に戰歿者に對し滿場一致御懇篤なる決議を賜り感激に堪へず。御厚志は直ちに全軍將兵に傳達致すと共に戰歿者の英靈に報告すべし。時局は愈々重大を加へ、我が眞の大目的たる新東亞の建設は漸く其の緒に就かむとする時、將兵は上下一致益々奮勵努力して上 大元帥陛下の御信倚に副ひ奉り、下國民の熱誠に應へむことを衷心期し居る次第なり。茲に全陸軍の將兵に代り篤く感謝の意を表す。尙此の機會に本院が多數の議員諸君を滿洲支那各地に派遣し、親しく第一線將兵を激勵せられ、深甚なる御懇情を賜りたることに對し、重ねて御禮を申上ぐる次第なり。

#### 米内海軍大臣謝辭要旨

只今は滿場一致の院議を以て我が海軍將兵並に戰死傷者に對し、誠に御鄭重且御同情ある決議を頂戴致し感激の至りに堪へず。速かに之を全海軍將兵に傳達すると共に、戰死者の英靈に報告すべし。我



が海軍は陸軍と緊密なる共同の下に勇戦奮闘、海に、空に、陸に空前の戦果を挙げしは、固より上大元帥陛下の御後威の然らしむる所なれども、又銃後に於ける國民一般の熱誠なる御後援に依ること、確信す。海軍は益々奮勵努力して上 大元帥陛下の宸襟を安んじ奉り、下國民の期待に副はむことを期し、茲に海軍を代表して厚く御禮を申上ぐる次第なり。

昭和十三年十二月二十七日本院より陸海軍大臣へ送付せる感謝決議に對し左の通り謝電を受領せり。  
今般院議ニヨル御鄭重ナル感謝ノ辭ヲ悉ウシ誠ニ感激ニ堪ヘス早速隸下將兵ニ傳達シ上下一致益々忠誠ヲ拔キンテ以テ御期待ニ添ハンコトヲ期ス

關東軍司令官

出征軍將兵竝ニ殉國ノ英靈ニ對シ鄭重ナル決議ヲ寄セラレ洵ニ感激ニ堪ヘス時局ノ前途尙遠ニシテ八紘一字ノ 皇謨ヲ扶翼シ奉ルハ緊ツテ今後ニ存ス將兵一同一層勇奮健闘堅忍不拔以テ上 聖旨ニ應へ奉リ下銃後國民ノ信倚ニ副ハンコトヲ期ス茲ニ隸下將兵ヲ代表シ謹ミテ感謝ノ意ヲ表ス

北支最高指揮官 杉 山 元

衆議ヲ以テ御懇電ヲ賜ハリ銃後後援ノ至誠ニ將兵ノ感奮更ニ新ニシテ殉國戰友ノ忠靈亦以テ慰メン今後益々責務ニ邁進御期待ニ添ハンコトヲ期ス

中支方面陸軍最高指揮官

御懇篤ナル感謝決議ニ接シ感激ニ堪ヘス戦線銃後戮力同心聖戰ノ目的貫徹ニ邁進シ以テ聖明ニ應へ奉

テハンコトヲ期ス

南支派遣軍司令官 安 藤 利 吉

貴族院ノ同情アル決議ニ對シ感激ニ堪ヘス隊員一同益奮勵シテ其ノ任務ヲ全シ國威ヲ宣揚センコトヲ期シツツアリ茲ニ深厚ナル謝意ヲ表ス

支那方面艦隊司令長官

貴族院ノ懇篤ナル決議感激ニ堪ヘス麾下一同ヲ代表シ深厚ナル謝意ヲ表ス

第四艦隊司令長官

院議ヲ以テ懇篤ナル謝辭竝ニ犠牲者ニ對スル弔辭ヲ賜ハリ洵ニ感激ノ至リニ堪ヘス隊員一同益奮勵努力任務達成ニ邁進シ以テ聖旨ニ應へ奉ルト共ニ國民ノ期待ニ副ハンコトヲ期ス

第五艦隊司令長官



## 第八章 實 問

今議會に於ける質問(緊急及書面に依る)は左記二件なり。

日露漁業問題ニ關スル緊急質問

子爵井上匡四郎君(研)質問要旨(二月十三日)

茲に日露漁業問題に付政府の所信を問はむとするものなり。漁區の競賣は「ソ」聯政府の告示に依れば明後十五日に舉行せらるることとなり、日本側に於ては、此の競賣に應せざることに決定せり。然し此の事たるや單なる北洋に於ける漁業と云ふが如き簡單なる經濟問題にあらずして、之に伴ふ重大なる政治的意義が包含され居るなり。即ち北洋に於ける我が漁業權を繞る歴史は慶長四年松前藩が蝦夷地支配の覇權を握るに治まり、二百餘年間我が祖先の風雪怒濤を蹴つて、開拓以來過去二世紀に亙る權益なり。而して是が「ロシア」との間に條約として確認せられしは、實に日露戰爭の結果として、明治三十八年締結せられたる「ポーツマス」條約第十一條に據るものにして、之より四十年に亙りて許可制に依り此の北洋漁業は行はれ居りしなり。而して明治四十年此の「ポーツマス」條約に基きて、日露漁業協約が締結せられ、其の有効期限は十二箇年とし、大正六年満了となりしも、然し當時「ロシア」側に相手とすべき政府未だ存在せざりし爲に、大正七年より同十一年の期間、日本政府は所謂事務管理の形式を以て漁業を繼續せしなり。然るに大正十二年に至りて「ウラジオ」に赤衛軍現れ、是と一箇年の暫

定協約を取極め、大正十三年も同様の形式にて出漁し、大正十四年に至りて日「ソ」基本條約締結せられしも、是れ所謂芳澤「カラハン」條約又は北京條約と稱するものにして、此の第二條に「ポーツマス」條約の效力を確認せしめ、而して漁業は依然同様の形式即ち許可制度に依りて遂行せられたり。而して昭和三年日「ソ」漁業條約が締結せられしも、同年迄の北洋に於ける日「ソ」間の漁區比率は、一貫して日本側が優に八割以上、「ロシア」側、後に「ソ」聯邦側が二割以下を繼續せり。然るに此の當時より「ソ」聯に於いては總ての企業が國營なるに拘らず、此の北洋漁業に於てのみ數箇の個人の企業を容認して、此の少數の「ソヴイェト」個人と日本人との間に漁區の競賣をなすの規定を設けたり。而し此の個人と云ふは、總てが「ソヴイェト」政府の傀儡なるが爲に、如何なる高き競賣に對し入札をするも其の金は「ソヴイェト」國家に還元するを以て、之と日本の企業家とが競走するは到底不可能なり。果せる哉昭和三年以降は彼我の比率が急に變更し、新條約實施後第一年、即ち昭和四年には日本側が五五・二「パーセント」、「ソ」聯側が四四・八「パーセント」となり、逐年日本側の漁區は遞減の一途を辿れり。仍て昭和六年時の廣田駐「ソ」大使と「ソ」聯政府との折衝に依り、昭和七年八月所謂廣田「カラハン」協定成立し、之を安定漁區と稱し、而も之に依り日本人の租借漁區の大部分二百八十二漁區は、日「ソ」漁業條約の満了迄競賣に付せずして、經營し得ることとなり。斯くて年々紛争を續けし競賣問題も稍々一時平靜に歸せる感あるも、此の廣田「カラハン」協定に注意すべき點は、此の協定に於て日本側は安定漁區を得しに對し、「ソ」聯側は三百萬「ブード」の國營漁區を優先的に取得すると云ふこ



とを規定せるを以て、結局日本側の安定漁區と三百萬「ブード」が、交換條件として此の協定の中に記載せられしなり。然るに同條約の實施後日「ソ」雙方共に不都合を感せる爲、兩者會議の上改訂交渉を行ふこととなりしも、日本側の之が必要は、漁區の理由なき侵蝕迫害を防止せむとするに對し、「ソ」聯側は日本人の所有漁區を奪還せむとする意圖を示し、主張は根本的に對立せり。併し其の後第一回暫定協定が成立し、引續き交渉を續けし結果、昭和十一年十月二日遂に妥協點に達して妥協案文を得たり。即ち酒匂「ガスロブスキ」協定と稱するものなり。而して昭和十一年十一月二十日を期し、之が正式調印をなさんとするに至る前日、即ち昭和十一年十一月十九日、突如「ソ」聯側が國內手續未了なりとの口實を以て之が調印を拒否せるは、今日紛糾の因を成すと共に、當時「ソ」聯側が日本と「ドイツ」との間に、防共協定締結せられしことを知りて、之を口實とせるは明瞭なる事實なり。而して日本の漁業權を「ソ」聯側より侵蝕するには、安定漁區が彼等に障礙ある爲にして、之を彼等も能く承知せるが故に、改訂交渉の不成立に終りし場合、安定漁區を含めし現行條約暫定延長を三回も繰返し、而も昨年の暫定取極交渉に於て「ソ」聯側は、從來日本人の經營せる漁區四十箇所を、軍事上の理由に依り閉鎖する旨通告し來りたり。之に對し我が國よりは四十漁區の一部に付「ソ」聯側の要望を考慮し代漁區を以て我慢する旨の妥協案を提出せるも、是は「ソ」聯側の應ずる所とならずして、昨年末「ソ」聯側は僅か三漁區の閉鎖を撤廢して、六漁區に對し代漁區の意味を以て、「ソ」聯側の漁區六箇所を競賣に出す旨の讓歩案を提出せりと稱せらる。併しながら一度開設せる漁區を、斯くの如き理由なき理

由に依り、閉鎖することは明かに漁業條約の規定に反するのみならず、現實に漁業活動範圍を狭める結果にして、明かなる不法行爲なり。次に又昨年暫定取極締結の條件の一つとして、日本人が昭和七年廣田「カラハン」協定締結以來、經營せる所謂安定漁區を、今年は總て競賣に付する旨主張し、而も其の理由とする處は同協定が既に失效せりと云ふも、元來廣田「カラハン」協定は漁業問題に於ける日「ソ」間紛争を解決し、兩國國交關係に寄與せること少しとせず。而して右協定期間満了後も昭和十一年度、十二年度、兩度の暫定取極に際しては、右協定に依る漁區の借區契約が其の儘延長されたること、同時に、邦人漁區の安定を認むる規定と對立して、前述の如く「ソ」聯側の國營企業の爲、三百「ブード」に相當する漁區の増加保留を規定せるものなり。故に邦人が安定漁區を手放す場合は、「ソ」聯側も此の國營企業の三百萬「ブード」を吐き出すが當然なるに、「ソ」聯側は日本人の安定漁區を競賣に付する旨公告する一方、國營企業の漁區其のものは「ソ」グイェト」側の勝手なりと主張せり。而して斯かる競賣の提議が甚だしく不當なるは云ふ迄もなき處なるを以て、昨年末日本側より「ソ」聯に對して、今後の處置は如何にする心構なるやを問ひしに、「ソ」聯は來年、即ち今年に入りて交渉を繼續する用意ありと答へたり。仍て日本側は此の言を了承し、本年に入りてより最短期間内に協定成立を要望すると共に、此の交渉中「ソ」聯側は現狀を變更するが如き處置を執らぬものと了解する旨昨年申入れ置きたり。然るに本年一月三日西參事官「ミローノフ」極東部長の會談に於て、突如「ミローノフ」は近く本年度入札漁區の公示を行ふ豫定なりとの申出をなし、仍て日本側は「ソ」聯の一方的不法



行爲を糺彈せるも、「ソ」聯側は更に二月に競賣を行ふ旨言明せるに拘らず、一月十五日に至りて遽かに三月十五日、即ち明後日、極東漁業廳に於て二百九十三漁區の競賣を行ふ旨公示せり。斯くて事態は急轉直下し、現状を早するに至りたるも、此の「ソ」聯側の執らむとする處置は、實に「ポーツマス」條約を無視し、日「ソ」基本條約を無視し、日「ソ」漁業條約を無視せる、實に暴戻極まる行爲なるなり。然るに今日此の北洋漁業問題は、北海道及東北の同胞に對しては、一年間の豫定されし年中行事中の重要なもの、一つにして、若し是が蹉跌を來すに於ては同地方に多大なる社會問題を惹起すべし。而して日本に對する「ソ」聯側の斯くの如き態度は恰も日本が今日支那と事を構へ、國內の物心兩力が衰退せるやの見當を見誤り、又自國內人心離反を塗糊する内政手段に之を利用し、且他方に於ては支那及其他諸國に對する好意の「ゼスチュア」に利用せむとして採りたる手段たることは、能く窺ひ得る處なり。現に今回の漁業問題の外に北樺太に於ける石油、石炭の權益に對する不法行爲等もあり、而も是等は單なる表面上の行爲としてのみ之を見ることを得ずして、「ソ」聯國人の深き思想の根柢を有する問題なりと考ふ。而して「ソ」ヰイェト」政府は或は此の北洋漁業問題と云ひ或は又北樺太に於ける石油石炭の問題と云ひ、日本の邊境に於ける問題なる爲、日本は之に對し最後迄争ふが如き決心を持たざるが如く思ふも、之は日本國民の性格を理解せざる甚だしき誤謬にして、日本國民の血の中を流れる最も崇高なる崇祖敬神の念は、又同時に其の祖先に對する深き責任感を喚び起すものなり。仍て北洋漁業權と云ひ、北樺太の石油、石炭の利權と云ひ、唯偶然に日本の領有に歸せるにあらずして、

是は我が祖先數萬の尊く、且清き血を以て償へる遺産なり。斯くて吾人は之を守り、之を子孫に傳へる義務と責任を深く感ずると共に、我々は如何なる犠牲をも辭することなきを以て、其の結果は或は重大なる事態を招來するやも計り難かるべし。此の際「ソ」聯當局の深甚なる猛省を促すと同時に、我が國に於ては北洋問題は、單なる經濟問題にあらずして、是は重大なる政治上、外交上、思想上の問題にして、又東北、北海道に對しては重大なる社會問題なり。故に我々は之に對し最も強き決心を持たむと考へる者なるも、之に對し政府の所見を承りたし。

#### 有田外務大臣答辯要旨

北洋に於ける漁業權の本質、漁業條約交渉の経緯等に付、又「ソ」聯邦の理不盡な態度等に付ては、只今述べられし通りなり。而して今回の交渉は昨年の秋より開始せられ、政府は今日迄冷靜なる態度と非常なる忍耐を以て交渉に當り來り、又競賣を明後日に控へる今日に於ても、同様の態度を以て問題の處理に當り、交渉を妥結に導くやう最善の努力を試みつゝある次第なり。而して若し「ソ」ヰイェト」側に於て日本の此の道理ある要求を無視して、交渉を妥結に至らしめず、殊に一方的に競賣を斷行する等、理不盡なる態度を執るが如きことあらば、是より生ずる結果に付ては「ソ」聯邦に於て重大なる責任を執るべきものなるは言を俟たざる處なり。仍て萬一の場合に付ては政府としても斷乎たる決意を以て、此の權益擁護の爲に、最も有效にして且適切なる措置を講ずる覺悟なり。

#### 度量衡制度改正ニ關スル（書面ニ依ル）質問



主 意 書

我國ニ於テ古來慣用セラレタル尺貫法ハ、祭祀ヲ始メトシ、國民ノ實生活ト離ルベカラザル關係ニ在ルノミナラズ、又歴史茲ニ文化ノ重要ナル脈絡經緯ヲナスモノナリ。サレバ之ヲ尊重スルハ即チ國風ヲ愛護スル所以ナルヲ以テ、昨年度度量衡制度調査會ニ於テハ、尺貫法ヲメートル法ト併用スルヲ可ト認ムル旨ノ答申ヲ議決セリ。然シテ過般度量衡法施行令一部ノ改正ヲ見タリト雖、右改正ハ尙ホ施行令ノ末節ニ過ギズ、甚ダ姑息不徹底ニシテ、斷ジテ我國度量衡ノ混亂ヲ解消スルモノニアラズ。更ニ根本的ニ法律ヲ改正シ、併用主義ヲ確立スルニアラズンバ、未ダ眞ニ我國情ニ即セシムルヲ得タリト謂フベカラズ。仍テ左記四項ニツキ敢テ政府ノ所見ヲ質問セントス。

一、尺貫法ハ國民精神生活ノ源泉タル祭祀ト密接不離ノモノナリ。過般施行令ノ改正ニヨリテ、祭祀其ノ他特殊ノ由緒アル用途ニ於テハ、之ガ使用ヲ認定セラレタリト雖、僅カニ除外例トシテ取扱ハレタルハ、斷ジテ神祇祭祀ヲ眞ニ尊重スル所以ニ非ザルナリ。

右ニ對スル政府ノ所見如何。

二、今回施行令ヲ以テ、祭祀其ノ他特殊ノ由緒アル用途ニ於テハ永久的ニ尺貫法ニヨリ、又其ノ他ハ無期或ハ長期ニ互リテメートル法強制ノ延期セラレタルハ、蓋シ國家ノ實情竝ニ國民生活ノ實際ニ即セシムトノ趣旨ニ外ナラザルベシ。仍テ政府ハ行政各般ニ互リ、宜シク此ノ趣旨ニ則リテ改善措置シ、以テ現前ノ國民實生活上ノ混亂繁瑣ヲ除去スルノ要アリト信ズ。

右ニ對スル政府ノ所見如何。

三、這般ノ改正ニヨリ、不徹底ナガラ既ニ併用ノ制ヲ採ルニ至レル今日、小學校ニ於テハ尺貫メートル兩種ノ度量衡ヲ教授スベキコト勿論ナルガ、我國ノ歴史竝ニ社會及家庭ノ事情ニ鑑ミテ、先ヅ尺貫法ヲ教授スルコト實際的ニモ將タ精神的ニモ極メテ肝要適切ニシテ、是レ難テ兒童生徒等ノ無益ナル負擔ヲ輕減シ、且ツ算術教授要旨ニモ副フ所以ナレバ、速カニ教育方針ヲ根本的ニ改正スルノ要アリト信ズ。

右ニ對スル政府ノ所見如何

四、斯ノ如ク政府ハ併用主義ノ下ニ主從ノ區別ヲ立テ、而カモ尺貫法ヲ以テ從トナシ、之ヲ除外例的ニ取扱ハントスルハ、併用ノ趣旨ヲ歪曲シ、我國固有ノ制ヲ輕視シテ漸次其ノ觀念ヲ抹殺シ、遂ニ外國制度ニ轉換セシムトスルモノニシテ、本末顛倒ノ甚シキモノト謂フベシ

右ニ對スル政府ノ所見如何

右議院法第四十八條ニ依リ及質問候也

昭和十四年三月十八日

提出者 公爵 島津忠重君 外三十一名  
贊成者 公爵 徳川家達君 外二百二十一名

本件に對し政府より左の如き答辯書を提出せり。



貴族院議員公爵島津忠重君外三十一名提出度量衡制度

改正ニ關スル質問ニ對スル答辯書

- 一、度量衡法施行令ノ改正ニ依リテ特別ノ由緒アル用途ニ供セラルルモノニ尺貫法度量衡ヲ用ウルコトトセルモ神祇祭祀ノ尊重ヲ害スルモノト思料セズ
- 二、度量衡法施行令改正ノ趣旨ニ鑑ミ適當ニ措置スルコトト致度
- 三、小學校ニ於ケル度量衡教育ニ付テハ度量衡法施行令改正ノ趣旨ニ鑑ミ考慮スルコトト致度
- 四、度量衡法施行令ヲ改正シテ尺貫法度量衡ヲ用ウルコトヲ得ルコトトシタルガ右改正施行令ノ内容ハ度量衡制度調査會ノ答申ヲ尊重十分検討ヲ加ヘタルモノニシテ適當ナルモノト思料ス

右及答辯候也

昭和十四年三月二十五日

商工大臣 八 田 嘉 明  
 文部大臣 男爵 荒 木 貞 夫

### 第九章 請 願

請願受領件數 四百九十三件

採擇に決したるもの 百五十九件

不採擇に決したるもの 十一件

審議未了のもの 三百二十三件

請願委員氏名は附錄常任委員一覽表參照

註 今議會に於ては從來の各分科所管省を左の如く改正せられたり。

審査回数

請願委員會	八
同 第一分科會(大藏、農林、商工關係)	四
同 第二分科會(內務、司法、文部、厚生關係)	五
同 第三分科會(遞信、鐵道關係)	八
同 第四分科會(內閣、外務、陸軍、海軍、拓務關係)	三

委員會に於て採擇せられたる請願は、之を政府に送付すべきものと決し、各件に意見書等を添へ、請願委員會特別報告として、委員長より議長に提出せり。委員長伯爵酒井忠克君は、二月六日、三月四日、



同二十五日の本會議に於て、委員會の審査經過及結果を報告せり。  
而して請願委員會特別報告に係る請願百五十九件は、本會議に於て採擇することに議決せられたり。  
其の件名左の如し。

- 一、水産行政機構ノ擴充ニ關スル件
- 一、水産食糧ノ供給確保ニ關スル件
- 一、水産物ノ輸出振興ニ關スル件
- 一、漁村漁家及漁業ノ實態調査ニ關スル件
- 一、博覽會統制法制定ニ關スル件
- 一、寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ處分ニ關スル法律案成立ニ關スル件(外二件)
- 一、水産會ノ活動促進ニ關スル件
- 一、水産試験機關ノ整備充實ニ關スル件
- 一、漁業用資材ノ配給ノ圓滑並價格ノ合理化ニ關スル件
- 一、北海道船舶業者所有船舶ノ燃料配給ニ關スル件
- 一、林道網計畫樹立實施ニ關スル件
- 一、造林國策樹立實施ニ關スル件
- 一、國民負擔不均衡是正ニ關スル件(外二十九件)

- 一、農村部落團體活動助成金交付ニ關スル件(外二十七件)
- 一、能生漁港修築促進ノ件

(以上七十三件は第一分科所管)

- 一、犯罪ニ關スル調査研究機關設置ノ件
- 一、澱川低水工事促進ノ件
- 一、秋田縣仙北郡神宮寺町ニ大曲區裁判所出張所設置ノ件
- 一、北海道岩内區裁判所廳舎改築ノ件
- 一、静岡縣榛原郡下川根村ニ登記所設置ノ件
- 一、石狩川架橋ニ關スル件
- 一、米ノ混砂搗精禁止ニ關スル件
- 一、官公立吃音矯正所設置ニ關スル件
- 一、石狩川治水事業促進ニ關スル件
- 一、富山縣庄川改修促進ノ件
- 一、樺太敷香郡敷香町ニ區裁判所設置ニ關スル件
- 一、大雪山國立公園層雲峽ヨリ常呂郡留邊藁町ニ至ル自動車道路開鑿ノ件
- 一、水産教育ノ振興ニ關スル件



- 一、漁業從業員共濟施設ニ關スル件
- 一、北海道室蘭市ニ高等工業學校設置ノ件
- 一、街路照明統制ニ關スル件
- 一、北海道上磯郡木古内村ニ漁港築設ノ件
- 一、北海道上磯郡上磯町ニ船入洞築設ノ件
- 一、北海道網走區裁判所廳舎並官舎改築ノ件
- 一、廣告物取締ニ關スル法令改正ノ件
- 一、學校養護婦令制定ノ件
- 一、宮城縣女川港修築ニ關スル件
- 一、釜石港ニ防浪建築建設ノ件
- 一、渡良瀬川改修ニ關スル件(外一件)
- 一、北海道浦河漁港修築ニ關スル件
- 一、國道四號線中盛岡市、沼宮内町間道路改良ノ件
- 一、北海道函館市ニ官立高等工業學校設置ノ件
- 一、國道十五號線中和歌山市、高野口町間道路舗裝ノ件
- 一、公共圖書館費國庫補助法制定ノ件

- 一、大楠公史蹟顯彰ニ關スル件
- 一、町村特別稅段別割ニ關スル法律改正ノ件
- 一、國立自然博物館設立ノ件
- 一、岩手縣紫波郡志和村ニ盛岡區裁判所出張所設置ノ件
- 一、國道四號線改良ニ關スル件
- 一、私立大學國庫補助法制定ノ件
- (以上三十六件は第二分科所管)
- 一、小樽港鐵道省埋立地内ニ漁船揚場設置ノ件
- 一、奥羽本線横手、羽越本線羽後本莊ノ兩驛間ヲ豫定線ニ編入シ横莊鐵道未成區間速成ノ件
- 一、海務院設置ノ件
- 一、船長ノ命令權保護ニ關スル件
- 一、瀬戸内海ニ監督船設置ノ件
- 一、登能鐵道買收並豫定線三明、能登三井間鐵道速成ノ件
- 一、豫定線三明、能登三井間鐵道速成ノ件
- 一、瀬棚線瀬棚、岩内線岩内ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、矢島線矢島、雄勝鐵道禁ノ兩驛間鐵道敷設ノ件



- 一、東北本線尻内、花輪線毛馬内ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、山陽本線岩國、山陰本線萩ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、豫定線岩國、日原間鐵道速成ノ件
- 一、豫定線佐用、智頭間鐵道速成ノ件
- 一、江差線江差、瀬棚線瀬棚ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、中央本線木曾福島、高山本線久々野兩驛間ヲ鐵道豫定線ニ編入ノ件
- 一、山陰本線石見益田驛、本郷線本郷間ヲ鐵道豫定線編入ニ關スル件
- 一、久留里線上總龜山、房總東線安房天津ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、函館本線余市驛、積丹郡余別村間ニ鐵道敷設ノ件
- 一、函館本線神居古潭、伊納間鐵道線路改良ノ件
- 一、北海道旭川市ニ貯金支局設置ノ件
- 一、豫定線三股、上川間鐵道速成ノ件
- 一、姫新線播磨新宮、若櫻線若櫻ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、久留里線上總龜山、房總東線安房鴨川ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、邊富内線鐵道速成ノ件
- 一、室蘭本線豊浦、定山溪鐵道定山溪ノ兩驛間鐵道敷設ノ件

- 一、北海道網走郡網走町北六條ニ無集配三等郵便局設置ノ件
- 一、北海道網走、羅臼港間ニ命令補助航路開設ノ件
- 一、北千島、網走港間ニ命令補助航路開設ノ件
- 一、豫定線松山附近、佐川間鐵道速成ノ件
- 一、幌内線幾春別、根室本線新得ノ兩驛間鐵道敷設ノ件
- 一、北海道市來知郵便局ニ集配事務開始ノ件
- 一、釜石線鐵道速成ノ件
- 一、邊富内線鐵道速成ノ件
- 一、遠羽線鐵道速成ノ件
- 一、南勝線鐵道關金、山守間ノ泰久寺ニ停車場設置ノ件
- 一、高崎線電化促進ノ件
- 一、鳥取縣東伯郡古布庄村役場ニ電話架設ノ件
- 一、牟岐線鐵道日和佐、土讚線佐土山田驛間鐵道敷設ノ件
- 一、販賣幹旋間伐材運搬ニ要スル貨車増配ノ件
- 一、山陽本線周防高森、山口線德佐ノ兩驛間ヲ鐵道豫定線ニ編入ノ件
- 一、西紀勢線鐵道速成ノ件



- 一、豫定線新宮、阪本間鐵道速成ニ關スル件
  - 一、豫定線松山附近、佐川間鐵道速成ノ件(外一件)
  - 一、總武本線千葉、銚子ノ兩驛間電化促進ノ件
  - 一、交通事業法補償令改正ノ件
  - 一、徳島縣小松島港ヨリ高知縣香美郡山田町ニ至ル鐵道敷設ノ件
  - 一、豫定線札幌増毛間鐵道速成ノ件
- (以上四十八件は第三分科所管)
- 一、東北應設置ニ關スル件
  - 一、海外同胞物故者慰靈堂建立助成金下付ノ件
- (以上二件は第四分科所管)

附  
錄



民國十二年...  
 承領地其...  
 民國十二年...  
 承領地其...

地號	面積	地類	地權人	備註
1001	0.10	五等	...	...
1002	0.10	五等	...	...
1003	0.10	五等	...	...
1004	0.10	五等	...	...
1005	0.10	五等	...	...
1006	0.10	五等	...	...
1007	0.10	五等	...	...
1008	0.10	五等	...	...
1009	0.10	五等	...	...
1010	0.10	五等	...	...
1011	0.10	五等	...	...
1012	0.10	五等	...	...
1013	0.10	五等	...	...
1014	0.10	五等	...	...
1015	0.10	五等	...	...
1016	0.10	五等	...	...
1017	0.10	五等	...	...
1018	0.10	五等	...	...
1019	0.10	五等	...	...
1020	0.10	五等	...	...



第一貴族院議事經過一覽表

件名	提出	先及	月日	決議	報告	月日	委員	開會	月日
明治三十五年法律第四十九號中改正法律案	貴二、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
恩給法中改正法律案	貴三、一	可決	三、二〇	可決	三、二〇	三、二〇	右二付託	三、二〇	三、二〇
中支那郵便株式會社法中改正法律案	貴二、二	可決	三、二〇	可決	三、二〇	三、二〇	右二付託	三、二〇	三、二〇
寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ處分ニ關スル法律案	貴一、二	修正	三、二五	可決	三、二五	三、二五	右二付託	三、二五	三、二五
昭和十二年法律第五十七號中改正法律案	貴一、六	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
大正十四年法律第五十一號中改正法律案	貴一、六	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和十四年度一般會計處出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案	貴一、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
作樂會計法中改正法律案	貴一、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
兌換銀行券整理法中改正法律案	貴一、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
農業再保險特別會計法案	貴一、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
海軍工廠資金會計法中改正法律案	貴一、七	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
名古屋帝國大學附屬ニテ帝國大學特別會計及官立大學特別會計ノ關シニ關スル法律案	貴一、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
北海道拓殖銀行法中改正法律案	貴一、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
金貨金特別會計法中改正法律案	貴二、七	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和十二年法律第八十號中改正法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
臨時資金整理法中改正法律案	貴三、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
國債整理基金特別會計法中改正法律案	貴三、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
明治三十九年法律第三十四號中改正法律案	貴三、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
明治四十二年法律第九號中改正法律案	貴三、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
產金法中改正法律案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和十三年法律第六十四號中改正法律案	貴三、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案	貴三、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和十三年法律第二十三號中改正法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和十四年度一般會計處出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和七年法律第一號中改正法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
支那事務ニ關スル特別關金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和十三年法律第八十七號中改正法律案	貴三、三	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
農畜被褥券ニ對スル租稅ノ減免徵收手續等ニ關スル法律案	貴三、三	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
登録稅法中改正法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
有價證券移轉法中改正法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
支那事務特別稅法中改正法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
臨時利得稅法中改正法律案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
臨時租稅措置法中改正法律案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
關稅定率法中改正法律案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和七年法律第四號中改正法律案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
臨時陸軍材料資金特別會計法案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
昭和十四年法律第二號中改正法律案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
外務省ニ於ケル領事官ノ裁列ノ廢止ニ關スル法律案	貴一、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
借地借家臨時處理法中改正法律案	貴一、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
公證人法中改正法律案	貴二、七	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
人事調停法案	貴二、八	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
非訟事件手續法中改正法律案	貴二、七	修正	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
裁判所構成法中改正法律案	貴三、一	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
司法保護事業法案	貴三、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
朝鮮事業公債法中改正法律案	貴一、七	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案	貴二、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
朝鮮鐵道株式會社所屬金庫東京支店開設買取ノ爲公債發行ニ關スル法律案	貴二、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
明治四十五年法律第二十三號中改正法律案	貴一、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
臺灣事業公債法中改正法律案	貴一、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
國境取締法案	貴一、二	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
大正九年法律第五十三號中改正法律案	貴二、三	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六
臺灣米穀移出管理特別會計法案	貴二、〇	可決	三、二六	可決	三、二六	三、二六	右二付託	三、二六	三、二六















第二 國務大臣並政府委員一覽

國務大臣 (昭和十三年十二月二十六日現在)

外務大臣	拓務大臣	陸軍大臣	商工大臣	大藏大臣	內務大臣	厚生大臣	鐵道大臣	農林大臣	遞信大臣	文部大臣	司法大臣	海軍大臣	內閣總理大臣
有田	八田	板垣	池田	末次	木戶	中島	伯有	永井	荒木	鹽野	米内	近衛	公近
八郎君	嘉明君	征四郎君	成彬君	信正君	幸一君	知久平君	馬賴	柳太	貞夫君	野季君	内光君	文政君	衛文君

國務大臣	拓務大臣	陸軍大臣	商工大臣	大藏大臣	內務大臣	厚生大臣	鐵道大臣	農林大臣	遞信大臣	文部大臣	司法大臣	海軍大臣	內閣總理大臣
有田	八田	板垣	池田	末次	木戶	中島	伯有	永井	荒木	鹽野	米内	近衛	公近
八郎君	嘉明君	征四郎君	成彬君	信正君	幸一君	知久平君	馬賴	柳太	貞夫君	野季君	内光君	文政君	衛文君

第一 國務院



政 府 委 員

(近衛内閣)

内閣書記官長	風見 章君	法制局長官	船田 中君
法制局參事官	樋貝 詮三君	法制局參事官	森山 銳一君
企畫院總裁	瀧 正雄君	企畫院次長	青木 一男君
對滿事務局次長	原 邦造君	内閣情報部長	横溝 光暉君
興亞院總務長官	柳川 平助君	關東局事務官	沼田 龍太郎君
外務政務次官	松本 忠雄君	外務參與官	春名 成章君
外務省東亞局長	栗原 正君	外務省歐亞局長	井上 庚二郎君
外務省通商局長	松嶋 鹿夫君	外務書記官	石 井 康君
内務政務次官	勝田 永吉君	内務參與官	木村 正義君
内務省神社局長	兒玉 九一君	内務省地方局長	坂 千 秋君
内務省警保局長	本間 精君	内務省土木局長	安藤 狂四郎君
内務省計畫局長	松村 光磨君	内務書記官	加藤 於菟丸君
大藏政務次官	太田 正孝君	大藏參與官	中村 三之丞君
大藏省主計局長	谷口 恒二君	大藏省主稅局長	大矢 半次郎君
大藏省理財局長	大野 龍太君	大藏書記官	永 井 勻君

大藏書記官	氏家 武君	陸軍政務次官	加藤 久米四郎君
陸軍參與官	比佐 昌平君	陸軍主計中將	石川 半三郎君
陸軍少將	町尻 量基君	陸軍主計大佐	大塚 彪雄君
海軍政務次官	一宮 房治郎君	海軍參與官	岸田 正記君
海軍主計中將	武井 大助君	海軍少將	井上 成美君
海軍主計少將	山本 丑之助君	司法政務次官	久山 知之君
司法參與官	藤田 若水君	司法書記官	齋藤 直一君
文部政務次官	内ヶ崎 作三郎君	文部參與官	池崎 忠孝君
文部省專門學務局長	山 川 建君	文部省普通學務局長	藤 野 惠君
文部省實業學務局長	小笠原 豊光君	文部省社會教育局長	田中 重之君
文部省圖書局長	近藤 壽治君	文部省宗教局長	松尾 長造君
文部書記官	橋本 政實君	教學局長官	菊池 豊三郎君
農林政務次官	高橋 守平君	農林參與官	助川 啓四郎君
農林省農務局長	小濱 八彌君	農林省山林局長	村上 富士太郎君
農林省水產局長	田中 長茂君	農林省畜產局長	岸 良 一君
農林省蠶絲局長	吉田 清二君	農林省米穀局長	周東 英雄君

附 錄



農林書記官  
商工政務次官  
商工書記官  
遞信參與官  
遞信省電務局長  
遞信省工務局長  
遞信省管船局長  
貯金局長  
鐵道政務次官  
鐵道省監督局長  
鐵道省建設局長  
鐵道省經理局長  
拓務參與官  
拓務省殖產局長  
拓務書記官  
朝鮮總督府財務局長

重政誠之君  
木暮武太夫君  
波江野繁君  
犬養健君  
田村謙治郎君  
荒川大太郎君  
伊勢谷次郎君  
萩原丈夫君  
田尻生五君  
鈴木清秀君  
堀越清六君  
池井啓次君  
伊禮肇君  
植場鐵三君  
本多保太郎君  
水田直昌君

馬政局長官  
商工參與官  
遞信政務次官  
遞信省郵務局長  
遞信省管理局長  
遞信省電氣局長  
遞信省電氣局長兼  
電力管理準備局長  
遞信省經理局長  
航空局長官  
鐵道參與官  
鐵道省運輸局長  
鐵道省工務局長  
拓務政務次官  
拓務省管理局長  
拓務省拓務局長  
朝鮮總督府政務總監  
臺灣總督府總務局長

荷見安君  
佐藤謙之輔君  
田島勝太郎君  
長岡信捷君  
山田良秀君  
大和田梯二君  
手島榮君  
藤原保明君  
金井正夫君  
山田新十郎君  
阿曾沼均君  
八角三郎君  
副島勝君  
安井誠一郎君  
大野綠一郎君  
森岡二郎君

臺灣總督府財務局長  
樺太廳長官  
厚生政務次官  
厚生省體力局長  
厚生省豫防局長  
厚生省勞働局長  
厚生書記官  
傷兵保護院副總裁

嶺田丘造君  
棟居俊一君  
工藤鐵男君  
兒玉政介君  
高野六郎君  
成田一郎君  
內藤寬一君  
岡田文秀君

臺灣總督府殖產局長  
南洋廳長官  
厚生參與官  
厚生省衛生局長  
厚生省社會局長  
厚生省職業部長  
保險院長官

田端幸三郎君  
北島謙次郎君  
山本芳治君  
林信夫君  
新居善太郎君  
熊谷憲一君  
進藤誠一君



國務大臣 (昭和十四年一月五日現在)

內閣總理大臣	男爵 平沼騏一
樞密院議長	公爵 近衛文麿
海軍大臣	米內光政
司法大臣	鹽野季彥
遞信大臣	荒木貞夫
文部大臣	男爵 木戶幸一
內務大臣	侯爵 板垣征四郎
陸軍大臣	陸軍大臣 板垣征四郎
商工大臣	八田嘉明
拓務大臣	有田八郎
外務大臣	前田米藏
鐵道大臣	廣瀨久忠
厚生大臣	石渡莊太郎
大藏大臣	櫻內幸雄
農林大臣	

政府委員

(平沼內閣)

內閣書記官長	田邊治通	內閣恩給局長	平木弘
內閣統計局長	川島孝彥	內閣東北局長	宇都宮孝平
內閣紀元二千六百年 祝典事務局局長	歌田千勝	法制局長官	黑崎定三
法制局參事官	樋貝詮三	法制局參事官	森山銳一
企畫院總裁	青木一男	企畫院次長	武部六藏
企畫院部長	橫山勇	對滿事務局次長	原邦道
對滿事務局事務官	竹內德治	內閣情報部長	橫溝光暉
興亞院總務長官	柳川平助	興亞院部長	日高信六
興亞院部長	鈴木貞一	關東局司政部長	今吉敏雄
關東局事務官	沼田龍太郎	外務政務次官	清水留三
外務參與官	箸本太吉	外務省東亞局長	栗原正
外務省歐亞局長	井上庚二	外務省亞米利加局長	吉澤清次
外務省通商局長	松嶋鹿夫	外務省條約局長	三谷隆信
外務省情報部長	河相達夫	外務省調查部長	米澤菊二
外務書記官	石井康	外務事務官	山本熊一



內務政務次官	漢那憲和君	內務參與官	中井一夫君
內務省神社局長	兒玉九一君	內務省地方局長	坂千秋君
內務省警保局長	安藤狂四郎君	內務省土木局長	挾間茂君
內務省計畫局長	松村光磨君	內務書記官	加藤於菟丸君
內務書記官	三好重夫君	內務書記官	町村金五君
內務書記官	生悅住求馬君	北海道廳長官	半井清君
北海道廳部長	中村忠充君	大藏政務次官	松村光三君
大藏參與官	矢野庄太郎君	大藏省主計局長	谷口恒二君
大藏省主稅局長	大矢半次郎君	大藏省理財局長	相田岩夫君
大藏省銀行局長	入間野武雄君	大藏省為替局長	中村孝次郎君
大藏書記官	永井勻君	大藏書記官	氏家武君
大藏書記官	松隈秀雄君	大藏書記官	植木庚子郎君
大藏書記官	前田克巳君	大藏書記官	尾關將玄君
大藏書記官	田中豐君	營繕管財局理事	追水久常君
預金部資金局長	廣瀬豐作君	陸軍政務次官	江口順一君
專賣局長官	荒井誠一郎君		西村茂生君

陸軍次官	山脇正隆君	陸軍參與官	中井川浩君
陸軍主計中將	石川半三郎君	陸軍少將	町尻量基君
陸軍少將	上月良夫君	陸軍砲兵大佐	中村明人君
陸軍主計大佐	大塚彪雄君	陸軍砲兵大佐	影佐禎昭君
陸軍砲兵大佐	中西貞喜君	陸軍砲兵大佐	日高巳雄君
海軍政務次官	松田竹千代君	海軍參與官	中原謹司君
海軍主計中將	武井大助君	海軍少將	井上成美君
海軍主計少將	山本丑之助君	海軍大佐	岡敬純君
司法政務次官	倉元要一君	司法參與官	濱野徹太郎君
司法省民事局長	大森洪太君	司法書記官	松阪廣政君
司法書記官	齋藤直一君	司法書記官	森山武市郎君
文部政務次官	小柳牧衛君	文部參與官	野中徹也君
文部省專門學務局長	山川建君	文部普通學務局長	藤野惠君
文部省實業學務局長	小笠原豐光君	文部省社會教育局長	田中重之君
文部省圖書局長	近藤壽治君	文部省宗教局長	松尾長造君
文部書記官	橋本政實君	文部書記官	柴沼直君



教學局長官  
 農林政務次官  
 農林省農務局長  
 農林省水產局長  
 農林省蠶絲局長  
 農林省經濟更生部長  
 馬政局長官  
 商工政務次官  
 商工省商務局長  
 兼商工省統制局長  
 商工省鑛山局長  
 商工省轉業對策部長  
 商工書記官  
 燃料局長官  
 遞信政務次官  
 遞信省郵務局長  
 遞信省管理局長

菊池豐三郎君  
 松村謙三君  
 小濱八彌君  
 田中長茂君  
 吉田清二君  
 石黒武重君  
 荷見安君  
 今井健彦君  
 新倉利廣君  
 小金義照君  
 搦谷狩野吉君  
 山本茂君  
 小島新一君  
 平川松太郎君  
 長岡信捷君  
 山田良秀君

教學局部長  
 農林參與官  
 農林省山林局長  
 農林省畜產局長  
 農林省米穀局長  
 農林書記官  
 馬政局事務官  
 商工參與官  
 商工省工務局長  
 商工省保險局長  
 商工書記官  
 貿易局長官  
 臨時物資調整局長  
 遞信參與官  
 遞信省電務局長  
 遞信省工務局長

阿原謙藏君  
 林讓治君  
 村上富士太郎君  
 岸良一君  
 周東英雄君  
 重政誠之君  
 伊藤莊之助君  
 澤田利吉君  
 東榮二君  
 牧檜雄君  
 波江野繁君  
 寺尾進君  
 竹內可吉君  
 上田孝吉君  
 田村謙治郎君  
 荒川大太郎君

遞信省電氣局長兼  
 電力管理準備局長官  
 遞信省經理局長  
 航空局長官  
 航空局部長  
 鐵道政務次官  
 鐵道省監督局長  
 鐵道省建設局長  
 鐵道省經理局長  
 拓務參與官  
 拓務省殖產局長  
 拓務書記官  
 朝鮮總督府財務局長  
 臺灣總督府總務局長  
 臺灣總督府殖產局長  
 南洋廳長官  
 厚生參與官

大和田悌二君  
 手島榮君  
 藤原保明君  
 櫻井忠武君  
 工藤十三雄君  
 鈴木清秀君  
 堀越清六君  
 池井啓次君  
 江藤源九郎君  
 植場鐵三君  
 森重干夫君  
 水田直昌君  
 森岡二郎君  
 田端幸三郎君  
 北島謙次郎君  
 綾部健太郎君

遞信省管船局長  
 貯金局長  
 航空局部長  
 電力管理準備局長  
 鐵道參與官  
 鐵道省運輸局長  
 鐵道省工務局長  
 拓務政務次官  
 拓務省管理局長  
 拓務省拓務局長  
 朝鮮總督府政務總監  
 朝鮮總督府鐵道局長  
 臺灣總督府財務局長  
 樺太廳長官  
 厚生政務次官  
 厚生省體力局長

伊勢谷次郎君  
 荻原丈夫君  
 福原敬次君  
 藤井崇治君  
 青木亮貫君  
 山田新十郎君  
 阿曾沼均君  
 寺田市正君  
 副島勝君  
 安井誠一郎君  
 大野綠一郎君  
 工藤義男君  
 嶺田丘造君  
 棟居俊一君  
 津崎尙武君  
 佐々木芳遠君



厚生省衛生局長	林 信 夫君	厚生省豫防局長	高野 六郎君
厚生省社會局長	新居善太郎君	厚生省勞働局長	成田 一郎君
厚生省職業部長	熊谷 憲一君	厚生省書記官	內藤 寬一君
保險院長官	進藤 誠一君	保險院總務局長	佐藤 基君
保險院社會保險局長	清水 玄君	保險院簡易保險局長	藤川 靖君
保險院書記官	川村 秀文君	傷兵保護院副總裁	兒玉 政介君
傷兵保護院計畫局長	藤原 孝夫君	傷兵保護院業務局長	持永 義夫君

第三 貴族院全院委員長及常任委員一覽

全院委員長 公爵 德川 圀 順君(火)

常任委員

資格審査委員 (九名)

委員長 侯爵 淺野 長之君(火)	副委員長 伯爵 柳原 義光君(研)
子爵 青木 信光君(研)	伊澤多喜男君(成)
中村純九郎君(交)	男爵 高木 喜寬君(公)
西野 元君(研)	倉知 鐵吉君(和)
	山岡萬之助君(研)

(正副委員長互選 一月二十一日)

豫算委員 (六十三名)

委員長 子爵 渡邊 千冬君(研)

副委員長 男爵 千秋季 隆君(公)

(正副委員長互選 一月二十五日)

第一分科主查 子爵 前田 利定君(研)	副主查 男爵 矢吹 省三君(公)
第二分科主查 伯爵 黒木 三次君(研)	副主查 松村 義一君(公)
第三分科主查 男爵 大森 佳一君(公)	副主查 關屋貞三郎君(研)
第四分科主查 子爵 井上 匡四郎君(研)	副主查 男爵 菊池 武夫君(公)



第五分科主査 伯爵 酒井忠正君(研) 副主査 男爵 稻田昌植君(公)  
 第六分科主査 男爵 中村謙一君(公) 副主査 大橋八郎君(研)

(各分科正副主査互選 一月二十六日)

伯爵 島津忠重君(火)	公爵 鷹司信輔君(火)	公爵 島津忠承君(火)
侯爵 西郷從德君(火)	侯爵 大隈信常君(火)	侯爵 細川謹立君(火)
侯爵 中御門經恭君(火)	侯爵 徳川頼貞君(火)	伯爵 溝口直亮君(研)
伯爵 黒木三次君(研)	伯爵 酒井忠正君(研)	子爵 大久保立君(研)
關屋貞三郎君(研)	子爵 前田利定君(研)	子爵 井上匡四郎君(研)
子爵 渡邊千冬君(研)	子爵 大河内輝耕君(研)	子爵 八條隆正君(研)
子爵 西尾忠方君(研)	子爵 岡部長景君(研)	子爵 裏松友光君(研)
子爵 織田信恒君(研)	子爵 舟橋清賢君(研)	子爵 松平康春君(研)
松井茂君(和)	男爵 紀俊秀君(公)	芳澤謙吉君(交)
男爵 菊池武夫君(公)	男爵 千秋季隆君(公)	出淵勝次君(和)
三井清一郎君(研)	内田重成君(交)	岡喜七郎君(交)
勝田主計君(研)	川村竹治君(交)	山川端夫君(研)
男爵 岩倉道俱君(公)	男爵 渡邊汀君(公)	男爵 伊藤文吉君(公)

大橋八郎君(研)	男爵 中村謙一君(公)	男爵 矢吹省三君(公)
男爵 大森佳一君(公)	男爵 稻田昌植君(公)	男爵 松田正之君(公)
三浦新七君(和)	加藤政之助君(成)	加藤敬三郎君(研)
赤池濃君(和)	次田大三郎君(成)	松村義一君(公)
小坂順造君(成)	瀧川儀作君(研)	森平兵衛君(研)
板谷宮吉君(研)	松本眞平君(研)	江口定條君(和)
磯村豊太郎君(研)	久恒眞雄君(交)	吉田羊治郎君(交)
平尾喜三郎君(研)	山本米三君(成)	氏家清吉君(研)

懲罰委員 (九名)

委員長 侯爵 大久保利武君(研) 副委員長 松岡均平君(公)  
 侯爵 山内豊景君(火) 子爵 伊集院兼知君(研) 木場貞長君(研)  
 塚本清治君(成) 男爵 今國國貞君(公) 下出民義君(交)  
 岩田宙造君(和) (正副委員長互選 一月二十一日)

請願委員 (四十五名)

委員長 伯爵 酒井忠克君(研) 副委員長 男爵 井上清純君(公)  
 (正副委員長互選 一月二十一日)



第一分科主査 子爵 保科正昭君(研) 副主査 男爵 足立 豊君(公)  
 第二分科主査 子爵 加藤泰通君(研) 副主査 男爵 本多政樹君(公)  
 第三分科主査 子爵 秋元春朝君(研) 副主査 男爵 久保田敬一君(公)  
 第四分科主査 男爵 松平外與麿君(公) 副主査 子爵 谷儀 一君(研)

(各分科正副主査互選 一月二十三日)

公爵 山縣有 道君(火) 侯爵 佐竹義 春君(火) 侯爵 中山輔 親君(火)  
 侯爵 蜂須賀正氏君(火) 侯爵 小村捷 治君(火) 伯爵 酒井忠 克君(研)  
 子爵 清岡長 言君(研) 子爵 豊岡圭 資君(研) 子爵 加藤泰 通君(研)  
 子爵 谷儀 一君(研) 子爵 秋元春 朝君(研) 子爵 米田國 臣君(研)  
 子爵 保科正 昭君(研) 子爵 實吉純 郎君(研) 小幡西 吉君(和)  
 男爵 小池正 晃君(公) 建部 遜 吾君(成) 男爵 久保田敬 一君(公)  
 白根竹 介君(研) 男爵 足立 豊君(公) 男爵 井上清 純君(公)  
 男爵 本多政 樹君(公) 男爵 松平外與 麿君(公) 男爵 橋元正 輝君(公)  
 男爵 岩村一 木君(公) 男爵 水谷川忠 麿君(公) 有賀光 豊君(研)  
 岡田文 次君(和) 大塚 惟 精君(研) 堀 啓次郎君(研)  
 石川三 郎君(交) 西野嘉右衛門君(研) 磯 貝 浩君(成)

名取忠 愛君(研)

上松泰 造君(研)

鈴木幸 作君(研)

松本勝太郎君(和)

田中德兵衛君(交)

絲原武太郎君(研)

小野耕一君(研)

米原章三君(研)

金岡又左衛門君(成)

岩崎清行君(交)

大西虎之介君(交)

村田省藏君(和)

決算委員(四十五名)

委員長 男爵 周布兼 道君(公)

副委員長 子爵 高倉篤 麿君(研)

(正副委員長互選 一月二十一日)

第一分科主査 子爵 綾小路 護君(研) 副主査 男爵 奥田剛 郎君(公)  
 第二分科主査 子爵 松本 學君(研) 副主査 男爵 原田熊 雄君(公)  
 第三分科主査 子爵 立花種 忠君(研) 副主査 男爵 前田 勇君(公)  
 第四分科主査 子爵 秋月種 英君(研) 副主査 男爵 三須精 一君(公)  
 第五分科主査 子爵 立見 豊丸君(研) 副主査 男爵 沖 貞 男君(公)

(各分科正副主査互選 一月二十三日)

公爵 岩倉具 榮君(火) 侯爵 德川義 親君(火) 侯爵 山階芳 麿君(火)  
 侯爵 池田宣 政君(火) 侯爵 筑波藤 麿君(火) 伯爵 二荒芳 徳君(研)  
 伯爵 後藤一 藏君(研) 子爵 立見 豊丸君(研) 子爵 立花種 忠君(研)



子爵 高倉篤麿君(研)	子爵 秋月種英君(研)	子爵 松平忠壽君(研)
子爵 富小路隆直君(研)	子爵 梅園篤彦君(研)	子爵 綾小路護君(研)
佐藤三吉君(交)	松村真一郎君(研)	佐藤鐵太郎君(和)
仁井田益太郎君(和)	柴田善三郎君(成)	男爵 前田勇君(公)
今井田清徳君(研)	男爵 柴山昌生君(公)	男爵 周布兼道君(公)
男爵 北島貴孝君(公)	男爵 原田熊雄君(公)	男爵 沖貞男君(公)
男爵 奥田剛郎君(公)	男爵 三須精一君(公)	男爵 肝付兼英君(公)
遠藤柳作君(研)	松本學君(研)	若尾璋八君(交)
光永星郎君(和)	武井覺太郎君(成)	金子元三郎君(研)
細田安兵衛君(研)	長野忠次君(研)	佐々木八十八君(和)
大澤徳太郎君(研)	山田仙之助君(研)	青木才次郎君(交)
大藪守治君(研)	大和田健三郎君(成)	出光佐三君(交)

常任委員異動

一月二十一日	資格	黒崎定三君辭任
同日	請願	子爵 戸田忠庸君辭任
一月二十三日	資格	西野元君當選(黒崎君補缺)
同日	請願	子爵 豊岡圭資君當選(戸田君補缺)
同日	請願	野村徳七君辭任
一月二十四日	請願	村田省藏君當選(野村君補缺)
二月十四日	豫算	加藤政之助君辭任
二月十五日	豫算	河井彌八君當選(加藤君補缺)
二月二十五日	豫算	赤池濃君辭任
同廿七日	豫算	土方久徵君當選(赤池君補缺)



第四研究會會員氏名一覽

(昭和十三年十二月廿四日現在)

(イ)の部

子爵 伊集院兼知君	子爵 池田政時君	子爵 井上匡四郎君
子爵 今城定政君	子爵 伊東二郎九君	子爵 岩城隆徳君
子爵 入江爲常君	勅選 今井田清徳君	勅選 市來乙彦君
勅選 今井五介君	多額 板谷宮吉君	勅選 磯村豊太郎君
多額 絲原武太郎君		

(ハ)の部

伯爵 林博太郎君	伯爵 橋本實斐君	子爵 八條隆正君
勅選 坂西利八郎君	勅選 八田嘉明君	多額 橋本辰二郎君
多額 濱口儀兵衛君		

(ニ)の部

子爵 西大路吉光君	子爵 西四辻公堯君	子爵 西尾忠方君
勅選 西野元君	多額 西野嘉右衛門君	多額 西本健次郎君

(ホ)の部

伯爵 堀田正恆君	子爵 保科正昭君	勅選 堀切善次郎君
----------	----------	-----------

勅選 堀 啓次郎君  
(ト)の部

子爵 豊岡圭資君  
子爵 戸澤正己君  
(ヲ)の部

侯爵 大久保利武君

子爵 大河内輝耕君  
子爵 大岡忠綱君

勅選 大谷尊由君

勅選 小倉正恒君  
多額 大藪守治君  
(ウ)の部

子爵 渡邊千冬君  
(カ)の部

伯爵 川村鐵太郎君  
子爵 加藤泰通君

多額 細田安兵衛君

子爵 戸田忠庸君  
子爵 土岐章君

子爵 大久保立君

子爵 岡部長景君

勅選 太田政弘君

勅選 大塚惟精君  
多額 大澤徳太郎君

勅選 若林資藏君

伯爵 樺山愛輔君  
勅選 河原田稼吉君

子爵 富小路隆直君

子爵 大河内正敏君

子爵 織田信恒君

勅選 大橋八郎君

勅選 大橋新太郎君  
多額 小野耕一君

子爵 片桐貞央君

勅選 加藤敬三郎君



勅選 金杉英五郎君  
多額 風間八左衛門君

(ヨ)の部

子爵 米津政賢君

(タ)の部

子爵 立見豊丸君

子爵 谷 儀一君

多額 瀧川儀作君

(レ)の部

子爵 冷泉爲勇君

(リ)の部

伯爵 副島道正君

(ツ)の部

多額 辻 兵吉君

(ネ)の部

勅選 根津嘉一郎君

多額 金子元三郎君

多額 金成 通君

多額 米原章三君

子爵 立花種忠君

子爵 高橋是賢君

多額 高島順作君

子爵 曾我祐邦君

子爵 高倉篤麿君

子爵 高木正得君

(ナ)の部

子爵 鍋島直繩君

多額 名取忠愛君

(ウ)の部

子爵 梅小路定行君

子爵 梅園篤彦君

多額 氏家精吉君

(ノ)の部

子爵 野村益三君

(ク)の部

侯爵 黒田長成君

多額 久保市三郎君

(ヤ)の部

伯爵 柳原義光君

勅選 山岡萬之助君

勅選 内藤久寛君

多額 仲田傳之松君

子爵 裏松友光君

子爵 上原七之助君

多額 上野喜左衛門君

多額 野村茂久馬君

伯爵 黒木三次君

多額 久米田 新太郎君

伯爵 山田英夫君

多額 山 隈 康君

多額 中村圓一郎君

多額 長野忠次君

子爵 植村家治君

多額 上松泰造君

勅選 黒崎定三君

勅選 山川端夫君

多額 山田仙之助君



(マ)の部

伯爵 松木宗隆君

子爵 前田利定君

子爵 松平忠壽君

子爵 増山正興君

多額 松本真平君

(フ)の部

伯爵 二荒芳徳君

勅選 藤原銀次郎君

(コ)の部

伯爵 兒玉秀雄君

勅選 木場貞長君

(エ)の部

勅選 遠藤柳作君

伯爵 有馬頼專君

伯爵 松平頼壽君

子爵 松平保男君

子爵 松平乗統君

勅選 松村真一郎君

多額 松岡潤吉君

子爵 舟橋清賢君

勅選 藤沼庄平君

伯爵 後藤一藏君

勅選 伍堂卓雄君

子爵 青木信光君

子爵 青木信光君

子爵 秋月種英君

子爵 米田國臣君

子爵 秋元春朝君

子爵 綾小路護君

(サ)の部

伯爵 酒井忠克君

子爵 清岡長言君

(キ)の部

勅選 結城豊太郎君

(ユ)の部

伯爵 溝口直亮君

勅選 三井清一郎君

(シ)の部

子爵 白川資長君

勅選 下村宏君

多額 平尾喜三郎君

多額 平尾喜三郎君

子爵 秋田重季君

勅選 有田八郎君

伯爵 酒井忠正君

子爵 京極高修君

子爵 京極高修君

子爵 京極高修君

子爵 三室戸敬光君

勅選 宮田光雄君

子爵 三室戸敬光君

子爵 三室戸敬光君

子爵 新庄直知君

勅選 白根竹介君

勅選 白根竹介君

勅選 白根竹介君

勅選 白根竹介君

子爵 安藤信昭君

勅選 有賀光豊君

子爵 實吉純郎君

子爵 實吉純郎君

子爵 實吉純郎君

子爵 三島通陽君

子爵 三島通陽君

子爵 三島通陽君

勅選 勝田主計君

勅選 勝田主計君

多額 白勢春三君

多額 白勢春三君

多額 白勢春三君

多額 白勢春三君

多額 白勢春三君



附録

(七)の部

子爵 毛利元恒君

多額 森平兵衛君

(七)の部

勅選 關屋貞三郎君

(又)の部

多額 鈴木幸作君

二六

研究会會員移動 (第七十四回帝國議會々期中)

昭和十三年十二月廿八日

勅選 賀屋興宜君入會

昭和十四年二月二十一日

子爵 増山正興君卒去

昭和十四年三月二十二日

子爵 豊岡圭資君薨去

第五 研究会役員一覽 (昭和十三年十二月二十四日現在)

常務委員

伯爵 兒玉秀雄君

伯爵 酒井忠正君

子爵 八條隆正君

子爵 曾我祐邦君

子爵 鍋島直繩君

子爵 舟橋清賢君

勅選 堀切善次郎君

勅選 大橋八郎君

多額 濱口儀兵衛君

多額 風間八左衛門君

研究会幹事

子爵 高木正得君

子爵 大岡忠綱君

會計監督

子爵 梅小路定行君

子爵 池田政時君

子爵 今城定政君

協議員

侯爵 大久保利武君

伯爵 松木宗隆君

伯爵 溝口直亮君

伯爵 黒木三次君

子爵 青木信光君

子爵 大久保立君

子爵 前田利定君

子爵 渡邊千冬君

子爵 岡部長景君

子爵 裏松友光君

子爵 織田信恒君

子爵 高橋是賢君

勅選 關屋貞三郎君

勅選 山岡萬之助君

勅選 大塚惟精君

附録

二七



附錄

二八

勅選堀 啓次郎君 勅選金杉英五郎君 多額瀧川儀作君

多額森 平兵衛君 多額小野耕一君 多額松岡潤吉君

多額氏家清吉君

政務審查長

伯爵黒木三次君

政務審查副長

子爵伊東二郎丸君

政務審査部幹事

子爵松平乘統君 子爵京極高修君 子爵三島通陽君

各部理事

第一部 伯爵橋本實斐君 子爵松平康春君 勅選黒崎定三君

第二部 子爵保科正昭君 子爵安藤篤昭君 勅選白根竹介君

第三部 子爵野村益三君 子爵高倉信麿君 子爵實吉純郎君

第四部 子爵松平保男君 子爵谷儀一君 子爵松平忠壽君

第五部 伯爵後藏一藏君 子爵米津政賢君 子爵綾小路護君

第六部 子爵秋元春朝君 子爵富小路隆直君 子爵戸澤正己君

内閣 大藏 外務 司法 文部 陸軍 海軍 農林 工商 逓信

研究會役員異動 (第七十四回帝國議會々期中)

一月五日 第一部理事 黒崎定三君辭任

三月六日 第一部理事 松本 學君當選 (黒崎君補欠)



製本控

143	函	12/	號	年	月	日
帝國議會貴族院議事經過報告書 和14冊						
研究會政務審查部編						
備考						

冊



外編

昭和十四年五月十八日發行

第 三 卷

昭和十四年五月十三日印刷  
昭和十四年五月十八日發行


〔非賣品〕

發行者 月 性 薰  
東京市麴町區三年町一番地 研究會內

印刷者 坂 野 仙 太 郎  
東京市芝區南佐久間町一丁目五十番地

印刷所 明 文 社  
東京市芝區南佐久間町一丁目五十二番地







14.3  
121







143
121







